

新庁舎建設工事



杭工事を行っています

写真レポート

建物基礎に全長32メートルの杭をコンクリート製の杭を41本設置します。  
問合せ 企画調整係  
☎内線141



ew town hall

不妊および不育治療費の一部を助成します。平成29年度からサービスを拡充しました。詳細は町ホームページ、または保健センターへお問い合わせください。



不妊および不育治療費  
平成29年度から拡充しました

問い合わせください。  
助成額および回数・期間  
○一般不妊治療 5万円/年度(通算5か年度まで)  
○特定不妊治療 10万円/回(通算6回まで)  
○男性不妊治療 15万円/回(通算6回まで)  
○不育治療 30万円/年度(通算5か年度まで)  
問合せ 保健センター  
☎8213757

**お知らせ**  
地域づくり講演会  
人口減少社会での地域づくりを考える

講師 向田忠正氏 (群馬県企画部長)  
演題 人口減少社会における地域づくり  
内容 日本の総人口は、現在の約1億2千数百万人から、30年後には1億人を割り込み、50年後には約9千万人になると推計されています。こうした中、人口減少を前提とした地域づくりを進めていくことが求められています。

地域づくり講演会では、将来の人口の見通しや、人口減少の要因とその影響、人口減少を前提とした地域づくりなどについて、群馬県企画部長の向田忠正氏に分かりやすくお話ししていただきます。  
日時 8月22日(火) 午後6時  
場所 中央公民館 大ホール (入場無料・申し込み不要)  
問合せ 企画調整係  
☎内線142

**お知らせ**  
特定疾患患者等見舞金  
特定医療見舞金を支給します

指定難病の患者および小児慢性特定疾病にかかっている児童の保護者に見舞金を支給します。  
対象  
①特定医療費(指定難病)受給者証を持つ町内在住のかた  
②小児慢性特定医療費医療受給者証を持つ児童の保護者で、町内在住のかた  
支給額  
月額3,000円

申請期限  
9月1日(金)まで  
申請に必要なもの  
①特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定医療費医療受給者証など  
②対象者名義の通帳  
③認め印  
※詳しくはお問い合わせください。  
申請先・問合せ 社会福祉係  
☎内線311

【入札結果】 予定価格が250万円を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 ☎内線132

執行日	件名	場所	予定価格・設計金額(税抜)	落札金額(税抜)	落札率	落札者
6月22日(木)	防災・安全交付金事業 海老瀬踏線橋 橋梁補修工事	朝日野一丁目地先	1,925万円	1,900万円	98.7%	河本工業㈱
6月22日(木)	町道5081号線外道路改良工事	細谷地内	1,203万円	1,180万円	98.1%	福地建設㈱
6月22日(木)	町道7017号線道路改良工事	西岡新田地内	585万円	578万円	98.8%	尾崎建設㈱
6月22日(木)	町道1134号線道路詳細設計業務委託	初谷地内	328万円	325万円	99.1%	晃和測量設計㈱
6月22日(木)	板倉町立南児童館解体工事	大高嶋地内	1,853万円	727万円	39.2%	尾崎建設㈱

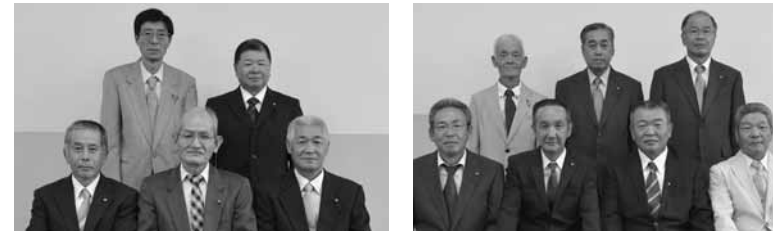
農業委員



後列左から(南地区)小倉幸子委員  
落合 守 職務代理  
前列左から(東地区)坂田 瞬一職務代理  
渡邊とみ子委員(西地区)小林 博 会長

後列左から(北地区)茂木貞夫委員  
飯塚 博 委員  
前列左から(西地区)星野敏一委員  
榎本吉昭委員 長谷川政雄委員

農地利用最適化推進委員



後列左から(東地区)岡田利一委員  
森田孝市委員  
前列左から(南地区)高瀬安吉委員  
小野田弘之委員 茂木一男委員

後列左から(北地区)武井 清委員  
松村一喜委員(西地区)横塚 勇委員  
前列左から(西地区)増田公明委員  
岡本 護委員 小林一幸委員 小島二郎委員

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会等に関する法律に基づき、議会の同意を得た農業委員10名が町長より任命され、互選により小林博委員が新会長に就任しました。また、新会長による新設の農地利用最適化推進委員12名への委嘱も行われました。

農地利用最適化推進委員  
農地利用最適化推進委員は、農地法に基づく農地の貸借や売買、農地転用などの審議や遊休農地対策などでしたが、今回の法改正で農地利用の最適化の推進についても義務づけられました。今後は両委員が力を合わせ農業諸問題に取り組んでいきます。

問合せ 農地係  
☎内線416

**お知らせ**  
都市計画原案  
閲覧と公聴会を実施します

第13行政区では(公財)群馬県市町村振興協会の「魅力あるコミュニティ助成事業」(市町村振興宝くじの交付金などが財源)を活用して、集会施設備品(モノクロ複合機、物置および拡声器等)の整備を行いました。

公述を希望される場合は、8月28日(月)までに公述申出書(住所、氏名、年齢、職業、電話番号、原案についての利害関係、400字以内の意見の要旨を記入)を提出してください。  
公述人の選定  
町長が選定し本人へ通知します。  
※公述人がない場合、公聴会は中止となります。その際は、9月21日(木)までにその旨を都市建設課に掲示します。  
問合せ 計画管理係  
☎内線434

**お知らせ**  
宝くじ交付金  
魅力あるコミュニティ助成事業

全国で販売される宝くじの収益の一部は、こうした地域の健全な発展のために使われています。  
問合せ  
行政安全係  
☎内線122



**お知らせ**  
第十回特別弔慰金  
請求期限が近づいています

支給対象者  
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。  
①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた  
②戦没者等の子  
③戦没者等の父母、孫、祖母、兄弟姉妹  
④①から③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・姪など)支給内容  
額面25万円、5年償還の記名国債  
請求窓口  
役場第2庁舎福祉課  
※請求者により添付書類が異なります。詳細については左記にお問い合わせください。  
請求期限  
平成30年4月2日(月)  
問合せ 社会福祉係  
☎内線311